

情報セキュリティ対策支援（診断）事業 実施委託業務 仕様書

1 事業名

情報セキュリティ対策支援（診断）事業

2 事業の目的

昨今、本県が強みとする製造業においては、大手製造業者（自動車メーカー）の協力会社の子会社がサイバー攻撃を受けるなど、情報セキュリティ対策が強固な大企業でなく、サプライチェーンを構成する中小企業等を経由して目的とする大企業を攻撃する事例が報じられており、本事業では、中小企業等の情報セキュリティ対策を支援することを目的とする。

3 事業内容

- (1) 実施体制の構築
- (2) 情報セキュリティ診断の実施
- (3) 参加企業に対する改善支援
- (4) サイバー攻撃対策セミナーの実施
- (5) 成果報告会の実施

4 委託業務

(1) 実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持ち、過去3年以内の企業又は地方公共団体における情報セキュリティ診断又は監査の実績を有する者を配置した実施体制を構築すること。

(2) 情報セキュリティ診断の実施

県内の中小企業等に対して以下のとおり診断を実施すること。

ア 診断手法等の協議

県内中小企業等の情報セキュリティ対策状況を踏まえて、技術的診断（専用のソフトウェアを用いた脆弱性診断など）の実施を含めた、情報セキュリティ対策の向上に資する診断の方針について県と協議すること。

イ 参加企業の募集

(ア) 募集対象

- ・ 愛知県内に本社又は営業所を持つ中小企業等（同一サプライチェーンに属するなど、普段から業務上取引または関わりのある企業グループ（以下「企業グループ」という。）に含まれる場合は、県内大企業の応募も可能）
- ・ あいち産業DX推進コンソーシアム会員

(イ) 募集方法

企業の募集にあたっては、各種Webサイトへの掲載、メルマガ発信など、広く周知すること。

(ウ) 参加企業の選定

診断可能な企業数以上の応募があった場合の選定基準を定めて県と協議し、選定基準に従って、参加企業を選定すること。

選定する企業は愛知県内に本社又は営業所を持つ中小企業等10社以上、企業グループを1組以上含むこととし、技術的診断が実施できるネットワーク構成であることを条

件とする。

(エ) 事業説明会の開催

開催時期：2025年5月～8月頃

開催形式：原則として現地開催及びオンライン配信のハイブリット開催

ただしワーキンググループ等のオンライン配信では効果が薄い方法で
実施する場合には、現地でのみの開催も可能

実施内容：事業内容や参加者が実施する事項等を具体的に説明

ウ 診断の実施

(ア) 診断の事前説明及び調整

診断前に参加企業と以下のことについて事前に説明・調整をすること。

- ・ 診断前に準備すべきことの明示
- ・ 診断手法等
- ・ 診断日時
- ・ 診断を実施する機器

(イ) 診断の実施

参加企業に対して事前に説明した内容で診断を実施すること。

事前確認と状況が異なるため診断できない等の問題が発生した場合は、改めて企業
と調整したうえで再度診断を実施すること。

(ウ) 診断結果のフィードバック

診断結果を参加企業に説明すること。

説明は参加企業の希望に沿う形で行うこと。

(3) 参加企業に対する改善支援

参加企業に改善支援を以下のとおり実施すること。

ア 改善支援方法等の協議

改善支援の実施前に、診断後の改善提案及び対策の支援についての方針を作成して、
県と協議すること。

イ 改善提案

診断結果を踏まえて、参加企業に改善提案を行い、対応手段については、支援の効果
や参加企業の意向を踏まえて策定すること。

ウ 対策の支援

参加企業に対して複数回のフォローアップを実施すること。

対応手段については、支援の効果や参加企業の意向を踏まえ現地確認に基づいた支援
を1回以上実施すること。

(4) サイバー攻撃対策セミナーの開催

県内企業の情報セキュリティ対策状況を踏まえ、サイバー攻撃を受けた際の対応方法等が
理解できるようなセミナーを開催すること。

ア 参加企業の募集

企業の募集にあたっては、各種Webサイトへの掲載、メルマガ発信など、広く周知する
こと。

イ 実施時期等

開催時期：2025年5月～2026年2月頃

開催形式：原則として現地開催及びオンライン配信のハイブリット開催
ただしワーキンググループ等のオンライン配信では効果が薄い方法で
実施する場合には、現地のみの開催も可能
また、「(2) イ (エ) の事業説明会」と併催することを認める。

(5) 成果報告会の開催

診断結果や参加企業の対策の改善支援結果について報告する成果報告会を開催すること。

開催時期：2026年1月～3月頃

開催形式：原則として現地開催及びオンライン配信のハイブリット開催
ただしワーキンググループ等のオンライン配信では効果が薄い方法で実施する
場合には、現地のみの開催も可能

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費：専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費：事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費：テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

- ・事業実施報告書（A4判） 1部
- ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1式
- ・その他県が指示したもの

7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 事業実施や事業周知は、県の他事業及びあいち産業DX推進コンソーシアム、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (2) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (4) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (5) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。